

現行	改定案
<p><b>第10条（利用代金の支払方法等）</b></p> <p>1. カードの利用代金は毎月10日を締切日とし、第29条第2項によって算出された支払額（以下「弁済金」という）および第34条第2項によって算出された弁済金を翌月3日（以下「約定支払日」といい、金融機関が休日の場合は翌営業日とする）に当社に支払うものとし、会員が予め約定した当社指定の金融機関の原則として正会員名義の預貯金口座からの自動振替によるものとします。<u>お支払いいただく金額は、予めご利用代金明細書でお知らせいたします。</u>なお、事務上の都合により、翌々月以降の約定支払日からお支払いいただくなど支払い開始が遅れる場合や締切日以降は翌月の自動振替が停止できない場合があります。</p> <p>2. 振替期日に万一預貯金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社の支払い窓口への持参または当社への送金により支払っていただきます。</p> <p>3. 金融機関での振替手続き未完了時における会員の当社に対するカード利用代金の支払いは、第1項、第2項の定めにかかわらず、持参払いとします。なお、その場合の締切日および約定支払日は第1項と同じとします。</p> <p>4. カード利用代金の発生するお取引が連続して13ヶ月以上なく、その後ご利用があった場合、お届けの金融機関の口座からカード利用代金が引落しできない場合があります。その場合あらためて口座振替依頼書を、ご提出いただく事があります。</p> <p>5. 日本国外でのカードのご利用については、次のことが適用されます。</p> <p>①カードショッピング利用代金またはカードキャッシングの融資金（以下「融資金」という）が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。</p> <p>②カードショッピング利用代金および融資金のお支払方法は1回払いといたします。</p> <p>③この規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。</p>	<p><b>第10条（利用代金の支払方法等）</b></p> <p>1. カードの利用代金は毎月10日を締切日とし、第29条第2項によって算出された支払額（以下「弁済金」という）および第34条第2項によって算出された弁済金を翌月3日（以下「約定支払日」といい、金融機関が休日の場合は翌営業日とする）に当社に支払うものとし、会員が予め約定した当社指定の金融機関の原則として正会員名義の預貯金口座からの自動振替によるものとします。<b>（削除）</b>なお、事務上の都合により、翌々月以降の約定支払日からお支払いいただくなど支払い開始が遅れる場合や締切日以降は翌月の自動振替が停止できない場合があります。</p> <p>2. 振替期日に万一預貯金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社の支払い窓口への持参または当社への送金により支払っていただきます。</p> <p>3. 金融機関での振替手続き未完了時における会員の当社に対するカード利用代金の支払いは、第1項、第2項の定めにかかわらず、持参払いとします。なお、その場合の締切日および約定支払日は第1項と同じとします。</p> <p>4. カード利用代金の発生するお取引が連続して13ヶ月以上なく、その後ご利用があった場合、お届けの金融機関の口座からカード利用代金が引落しできない場合があります。その場合あらためて口座振替依頼書を、ご提出いただく事があります。</p> <p>5. 日本国外でのカードのご利用については、次のことが適用されます。</p> <p>①カードショッピング利用代金またはカードキャッシングの融資金（以下「融資金」という）が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。</p> <p>②カードショッピング利用代金および融資金のお支払方法は1回払いといたします。</p> <p>③この規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。</p>

6. 当社が会員に対してお支払いすべき債務については、当社は、事後に到来する約定支払日において、当該会員によるカードショッピング利用代金と相殺できるものとしません。

(追加)

2020年3月18日

6. 当社が会員に対してお支払いすべき債務については、当社は、事後に到来する約定支払日において、当該会員によるカードショッピング利用代金と相殺できるものとしません。

7. 当社は、第1項に基づく毎月のお支払金額を、お支払い月の前月20日ごろ、正会員が予め届け出た送り先にご利用代金明細書として郵送する方法により通知し、または電磁的方法により提供いたします。正会員は、ご利用代金明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとしません。正会員はご利用代金明細書の内容についての当社へのご確認は、通知または提供を受けたのち10日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。なお、当社は正会員が電磁的方法によるご利用代金明細書の提供を希望しない場合は、郵送による方法で通知するものとしませんが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります（割賦販売法及び貸金業法に基づき交付する書面である場合を除く）。また、正会員からの申し出により、ご利用代金明細書を再発行する場合も、当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。

2022年4月1日